

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部) の訂正報告書

株式会社壽屋

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

【提出日】 平成29年9月7日

【会社名】 株式会社壽屋

【英訳名】 KOTOBUKIYA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 一行

【本店の所在の場所】 東京都立川市緑町4番地5

【電話番号】 042-522-9810（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務部長 吉野 忍

【最寄りの連絡場所】 東京都立川市緑町4番地5

【電話番号】 042-522-9810（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務部長 吉野 忍

1 【新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書の提出理由】

平成29年8月23日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」、「第一部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

	頁
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
3 【事業の内容】	1
第4 【提出会社の状況】	1
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	1
第6 【提出会社の株式事務の概要】	2

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示してあります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

3 【事業の内容】

(訂正前)

<事業系統図>

以上述べた事業の内容を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。

事業系統図内 当社から製造委託会社への矢印「製品仕入」

事業系統図内 製造委託会社から当社への矢印「企画書にて指示」

(訂正後)

<事業系統図>

以上述べた事業の内容を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。

事業系統図内 当社から製造委託会社への矢印「企画書にて指示」

事業系統図内 製造委託会社から当社への矢印「製品仕入」

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

⑤ 社外取締役及び社外監査役との関係

(訂正前)

当社は、社外取締役1名と社外監査役3名を選任しております。

社外取締役村山正道は、企業経営について十分な知識や経験を有しており、客観的な観点から有用な助言を求めため、選任しております。同氏が代表取締役社長を務める株式会社立飛ホールディングスに対して、当社は不定期に製品の販売を行っておりますが、当社にとって定型的な受注取引であり、当社と同氏との間に、特別な利害関係はありません。

社外監査役である佐々木孝は、本書提出日現在、当社株式を200株所有しておりますが、その他に当社と同氏との間には特別な利害関係はありません。また、当社と社外監査役である堀田尚彦、宗田勝との間には、人的・資金的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。なお、当社が社外監査役に期待する機能及び役割につきましては、会社財務及び企業法務等の専門的な知見を有する社外監査役で構成することにより社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することです。

(訂正後)

当社は、社外取締役1名と社外監査役3名を選任しております。

社外取締役村山正道は、企業経営について十分な知識や経験を有しており、客観的な観点から有用な助言を求めため、選任しております。同氏が代表取締役社長を務める株式会社立飛ホールディングスに対して、当社は不定期に製品の販売を行っておりますが、当社にとって定型的な受注取引であり、当社と同氏との間に、特別な利害関係はありません。

社外監査役である佐々木孝は、本書提出日現在、当社株式を600株所有しておりますが、その他に当社と同氏との間には特別な利害関係はありません。また、当社と社外監査役である堀田尚彦、宗田勝との間には、人的・資金的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。なお、当社が社外監査役に期待する機能及び役割につきましては、会社財務及び企業法務等の専門的な知見を有する社外監査役で構成することにより社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することです。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.kotobukiya.co.jp/
--------	--

(訂正後)

公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.kotobukiya.co.jp/
--------	--